

一般社団法人日本物理療法学会 学術委員会 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)は、わが国の物理療法の発展に寄与するという方針に基づき、物理療法に関する学術研究活動を推進するために必要な事項について定める。

(職務)

第2条 学術委員会(以下「委員会」という。)は、本学会定款第3条4項にもとづく学術研究活動の促進の遂行を目的とし、以下の業務を行う。

- (1) 学会賞の表彰に関する業務
- (2) 物理療法ならびにそれに関連する用語の標準化に関する業務
- (3) 物理療法の適応と禁忌の周知に関する業務
- (4) その他、学術的事項に関する業務

(学会賞の種類)

第3条 この法人が設置する学会賞は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1) 日本物理療法学会 学術優秀賞(以下、学術優秀賞)
- (2) この法人の年次学術大会で規定する賞(日本物理療法学会学術大会 最優秀賞(以下、最優秀賞)、日本物理療法学会学術大会 優秀賞(以下、優秀賞)、日本物理療法学会学術 若手研究奨励賞(以下、若手研究奨励賞))

(学術優秀賞)

第4条 学術優秀賞は、物理療法科学への投稿論文のうち、その創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、物理療法学への貢献性が認められる優秀なものに対して授与する。

- 2 学術優秀賞は、1年間に1題とする。該当するものがない場合には、該当なしとする。

(最優秀賞)

第5条 最優秀賞は、この法人の年次学術大会における発表演題のうち、その創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、物理療法学への貢献性が認められる最も優秀なものに対して授与する。

- 2 最優秀賞の数は、大会毎に1題とする。

(優秀賞)

第6条 優秀賞は、この法人の年次学術大会における発表演題のうち、その創造性、客観性、論理性、企画性、物理療法学への貢献性が認められる優秀なものに対して授与する。

- 2 優秀賞は、大会毎に1題とする。

(若手研究奨励賞)

第7条 若手研究奨励賞は、若手研究者育成支援のための賞である。対象は、日本物理療法学会学術大会の発表演題の筆頭演者、応募年度の8月31日現在40歳未満、本学会の会員で演題登録時に若手研究奨励賞の選考対象に申請したものとする。

(表彰者の選定)

第8条 第3条で規定する賞の選考は、この法人の委員会が会員内から選考、理事会に推薦し、理事会において決定する。

- 2 学会賞の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(学会賞の表彰)

第9条 理事長は、受賞者の氏名および業績を公表する。

- 2 理事長は、受賞者に正賞を授与する。

(学術用語検討部会の設置)

第10条 会員の利用の便宜に供し、かつ斯学の普及のために、物理療法ならびにそれに関連する用語の標準化を図る業務を遂行するために、学術用語検討部会を設ける。

(安全基準検討部会の設置)

第11条 わが国の物理療法の発展のために、物理療法の禁忌となる事項を広く周知するための業務を遂行するために、安全基準検討部会を設ける。

(学術用語検討部会および安全基準検討部会の構成)

第12条 この規程における学術用語検討部会および安全基準検討部会の構成は次のとおりとする。

- 2 学術検討専門部会および安全基準検討部会は、部会長1名および若干名で構成する。
- 3 部会員の任期は、2年とする。
- 4 部会員の再任は妨げないものとするが、3期までとする。
- 5 部会員は、委員会委員長が指名する。

- 6 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 7 学術用語検討部会および安全基準検討部会は、必要に応じてオブザーバーの出席を要請することができ、意見を求めることができるものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

1. 本規程は令和2年2月8日から施行する(令和2年2月8日理事会議決)。
2. 本規程は、令和4年8月27日一部改正により施行する(令和4年8月27日理事会議決)。
3. 本規程は令和5年6月28日一部改正により施行する(令和5年6月28日理事会議決)。